

■ 福利厚生事業の状況

名 称	薩摩川内市職員厚生会	地方公務員法第 42 条に基づく、職員の保健、元気回復のほか厚生に関する事業を行うため、職員厚生会を設置し、職員の福利厚生事業を実施しています。
会 員 数	1,214 人	
負担金率(事業主:会員)	2.5/1000 : 5/1000	

■ 職員の分限および懲戒処分など(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

処分内容	処分者数	処分手由	
分限処分	免 職	0 人	
	降 任	0 人	
	休 職	3 人	心身の故障による長期休養
	降 格	0 人	
	失 職	0 人	
懲戒処分など	免 職	0 人	
	停 職	0 人	
	減 給	0 人	
	戒 告	3 人	指定速度違反、交通事故
	訓 告 など	68 人	指定速度違反、交通事故、信用失墜行為、管理監督者責任

■ 服務に関する義務

区 分	内 容	根拠法令
命 令 に 従 う 義 務	職員は、法令に従いつつ上司の職務命令に従わなければならない。	地方公務員法 第 32 条
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない。	// 第 33 条
秘 密 を 守 る 義 務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	// 第 34 条
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	// 第 35 条
政 治 行 為 の 制 限	職員は、政治活動などをしてはならない。	// 第 36 条
争議行為などの禁止	職員は、ストライキなどをしてはならない。	// 第 37 条
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	// 第 38 条

■ 職員研修の状況(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

研修名	派遣者数	研修内容
派 遣 研 修	10 人	資源エネルギー庁、電源地域振興センター、鹿児島県ほか
専 門 研 修	29 人	自治大学校、県自治研修センターほか
職 務 別 研 修	137 人	管理監督者研修ほか
特 別 研 修	637 人	コミュニケーション能力向上研修、モチベーション向上研修ほか
合 計	813 人	

■ 勤務評定の状況

評定期期	評定の状況
毎年 9 月	平成 21 年度は未実施

■ 公務災害の発生状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 鹿児島県支部	2 件	左手前腕 2 度熱傷、右眼瞼皮下異物、右角結膜炎

\* 合併後の災害発生分で、平成 20 年度中に公務災害の認定を受けたものに限る。

■ 公平委員会業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	不利益処分に関する不服申し立ての状況
該当なし	該当なし

■ 職員の任免および職員数

区 分	平成 20 年度末職員数 (平成 21 年 3 月 31 日)	平成 21 年度中			平成 21 年度末職員数
		採用者	退職者	国県機関などへの転出者	
行政職	956 人	11 人	39 人	3 人	925 人
医療職	27 人	1 人	3 人	0 人	25 人
消防職	144 人	3 人	0 人	0 人	147 人
技能労務職	70 人	0 人	5 人	0 人	65 人
合 計	1,197 人	15 人	47 人	3 人	1,162 人

■ 職員の勤務時間

区 分	標準の勤務時間など
勤 務 を 要 す る 日	毎週月曜日から金曜日までの週 5 日間 * 国民の祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
1 日 当 た り の 勤 務 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで * 実質勤務時間は 7 時間 45 分
1 週 間 当 た り の 勤 務 時 間	38 時間 45 分 (7 時間 45 分 × 5 日間)
年 間 総 勤 務 時 間	2,015 時間 (38 時間 45 分 × 52 週)

■ 休暇制度(取得実績は、平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日の期間)

休暇の種類	休暇日数など	取得実績	
有給休暇	年 次 有 給 休 暇	1 年につき 20 日付与 前年に未使用日数がある場合は、最大 20 日を翌年に繰り越し	1 人当平均 12.1 日
	夏 季 休 暇	7 月から 9 月までの間に 3 日付与	1 人当平均 2.75 日
	産 前 休 暇	妊娠した職員に対し、出産予定日まで 8 週間以内の付与	取得者 12 人
	産 後 休 暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から 8 週間以内の付与	取得者 12 人
	生 理 休 暇	生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合、2 日以内で必要と認める期間付与	取得者 7 人
	生 後 1 年 の 育 児 休 暇	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳などを行う場合、1 日 2 回、1 回 30 分付与	取得者 0 人
	妊 娠 中 また は 出 産 後 1 年 以 内 の 健 康 審 査 な ど	妊娠中または出産後 1 年以内の女性職員が保健指導または健康審査を受ける場合	取得者 0 人
	結 婚 休 暇	結婚する職員に連続 7 日以内の付与	取得者 5 人
	配 偶 者 出 産 休 暇	配偶者の出産に対し、5 日以内の付与	取得者 23 人
	子 の 養 育 休 暇	妻が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)の養育のために、5 日以内の付与	取得者 0 人
	子 の 看 護 休 暇	小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため、1 年に 5 日以内の付与	取得者 13 人
	父 母 ・ 配 偶 者 お よ び 子 の 祭 日	各祭日ごとに 1 日付与	取得者 15 人
	忌 引 休 暇	職員が葬儀、服喪のほか、親族の死亡に伴う行事などに対し、親族の区分により 1 日から 10 日までの付与	取得者 150 人
	病 気 休 暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合、180 日以内の付与	取得者 117 人
無給休暇	介 護 休 暇	負傷または疾病などにより 2 週間以上にわたり介護をしなければならない職員に対し、6 カ月以内の必要な期間	取得者 0 人
	組 合 休 暇	職員組合活動に従事する場合に 30 日以内の付与	取得者 1 人